

千島列島と全千島列島



高井 晋
(笹川平和財団特別研究員)

はじめに

- 1 北方四島の地理的範囲
- 2 カイロ宣言とヤルタ協定
- 3 ポツダム宣言と一般命令第一号
- 4 ソ連の領土の範囲

おわりに

はじめに

第2次世界大戦後の処理を残したまま今日に至る問題は、ロシア¹との間に横たわる領土問題である。換言すると、サンフランシスコ平和条約第2条c項で日本が放棄させられた千島列島の中に国後島、択捉島、歯舞群島および色丹島が含まれているか否かの問題であり、ソ連は、長い間、既に解決済みの問題であるとの主張を繰り返してきた。日本は、国後島、択捉島、歯舞群島および色丹島の北方四島が一度も外国領土になったことがない日本固有の領土であり、サンフランシスコ条約で放棄させられていないと主張している。北方四島²の帰属をめぐる問題は、第2次世界大戦の戦後処理が不十分だった問題であり、今日まで日中間の懸案事項となっている。

北方四島の帰属問題は、一時期に集中している国際的文書の解釈問題であり、関連する文書が多くあるにもかかわらず問題の解決が困難を極めているのは、その文書の中でも第2次世界大戦中および終戦後に作成

1 ロシアは時代とともに露西亞、ソ連、ロシアのように異なった国名となっているが、本小詳論では、参照文献の引用上、各時代に使用されていた日本語表記の国名が使用されている。

2 「日本政府は戦後30余年を経た今日、なおソ連に占拠されている歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の諸島で、いずれも戦後わが国が一貫してソ連からその返還を要求し続けているもの」(外務省情報文化局「われらの北方領土」、1978年10月、2～3頁)を北方領土と呼んでいる。

されたものの有効性や、使用されている文言の解釈をめぐって日中間で意見の一致がみられないことが原因の一つとなっている。

当初ソ連は、領有根拠をこれらの国際的文書、すなわちカイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言、降伏文書、一般命令第一号、サンフランシスコ平和条約などに求め、帰属問題は解決済みであるとしていた。例えば、フルシチョフ首相は1961年に池田首相に対して、次のように説明している³。

日本の降伏条件の基礎となった連合国のポツダム宣言は、日本の主権を本州、北海道、九州および四国の諸島ならびに若干の小島に局限しています。日本政府は、降伏文書に調印して同政府およびその後継者が誠実にポツダム宣言の諸条件を履行するであろうという誓約をしました。千島諸島が日本の主権の下に残された領土の中から除外されている限り、日本政府の側からの千島諸島に対する現在の要求は、上述の誓約に反するものであります。…

三大国のヤルタ協定は、南樺太および千島諸島の帰属問題を明確に決定しています。これらの領土は、無条件かつ無留保でソ連邦に引渡されたものであります。…

ヤルタ協定中にも一般命令第一号中にも、サンフランシスコ条約中にも千島列島の区分は何らされておりませんし、全体としての千島諸島が問題となっていたのであります。このことは、とくにソ連邦と米国の政府首脳間に取り交わされた往復書簡によっても確認されています。したがって、当該国際諸協定があたかもソ連邦に全千島諸島ではなく単に若干の島のみを譲渡しているかのように主張する日本側の試みは、全く根拠のないものであります。

このようなソ連の主張に対して、日本もまたこれらの文書に基づいて反論し、国後島、択捉島、歯舞諸島及び色丹島は日本固有の領土であるとして、次のように述べている。すなわち、

日本は、サンフランシスコ平和条約により、千島列島(クリル諸島)に対する全ての権利、権限及び請求権を放棄したが、この千島列島(ク

3 「池田総理あてフルシチョフ首相の書簡(1961年12月8日)」、北方領土問題対策研究会「北方領土問題資料集」(昭和47年)、235～236頁。

日魯通航条約は、初めて日本と露西亜との間の国境を定めた通商航海条約で、千島列島は、『ウルップ』全島より北方『クリル』諸島が露西亜領となり、択捉島以南は日本に帰属することにした。その後、樺太千島交換条約で、樺太全島が露西亜領となり、露西亜皇帝の「現今所領『クリル』群島」の18島が日本領とされた。以後、対日平和条約で日本が千島列島を放棄するまで、国後島と択捉島を含めた全千島列島は、日本が平和的に領有権原を取得し、かつ領有し続けた日本の領域であった。ここで留意すべきことは、千島列島のウルップ島以北の18島はかつて一度だけ露西亜領だったことがあり、国後、択捉両島¹⁰は一度も外国領となったことがなく、日本の領土であり続けたということである。この事実は、日本がサンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には国後島と択捉島は含まれていないと主張する根拠の一つにもなっている。

歯舞群島と色丹島は、海底地質学上、北海道の一部をなす日本の領域であるが、第2次世界大戦終了後、南樺太や全千島列島同様、ソ連によって占拠されたまま現在に到っている。1956年の日ソ共同宣言¹¹の第9項で、歯舞諸島と色丹島は、日ソ平和条約が締結された後に日本に「現実に引き渡されるもの」とされたが、ソ連は、日本が1960年にアメリカと安全保障条約を締結したことから、在日外国軍隊が日本から撤退しない限り、これらを引き渡さないと日本に通告してきた。

2 カイロ宣言とヤルタ協定

(1) カイロ宣言

第2次世界大戦は、日本やドイツ等の枢軸国¹²と米英等の連合国¹³間の全面戦争で、ドイツは1941年6月23日にソ連と戦争を開始し、日本は、12月8日に連合国に対して宣戦を布告した。しかし日本は、ソ連

に対しては不可侵条約¹⁴関係にあったため宣戦布告をせず、ソ連とは依然として平時関係にあった。

戦争開始後約2年が経過し、アメリカが反撃を開始し戦局が変化し始めた1943年11月21日、エジプトのカイロで3か国共同宣言が出された。このカイロ宣言は、アメリカ、イギリス、中国¹⁵の首脳が対日軍事行動と戦後処理の目的を宣言していた。すなわち、米英中の3国は「領土拡張の何等の念をも有するものに非ず」とする領土不拡大の原則を述べ、暴力や貪欲によって日本が略取した他の一切の地域から日本を駆逐すべしという三大同盟国の決意を表明したものだ。

カイロ宣言で表明した領土不拡大の原則は、第2次世界大戦の開始直後の1941年8月14日、大西洋上で米国大統領ルーズベルトと英国首相チャーチルが会談して調印した大西洋憲章で高らかに謳った、領土不拡大の原則を再確認したものである。同大西洋憲章は、第1項で「両国ハ領土其ノ他ノ増大ヲ求メス」、第2項で「両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的变化ノ行ハルルコトヲ欲セス」と規定していた。

アメリカ、イギリス、中国の3か国は、カイロ宣言の当事国であり、領土不拡大の原則に拘束されることになる。ソ連は、カイロ宣言の当事国ではないので、同宣言には直接拘束されないが、後述するポツダム宣言の第8項に『『カイロ宣言』ノ条項ハ履行サレルヘク』と規定しているため、ポツダム宣言の当事国となったソ連は、カイロ宣言にも拘束されることになる。換言すると、ソ連は、戦後処理に関する限り、自国領土を拡大する意思がない旨を表明していたのである。

(2) ヤルタ協定

ドイツの敗北が決定的になった1945年の2月11日、チャーチル、ルーズベルト、スターリンは、クリミア半島のヤルタで会談し、ドイツ降伏

10 色丹島と歯舞群島は北海道の一部で、千島列島の一部ではないことに注意。

11 正式には「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」といい、1956年10月19日にモスクワで署名された。

12 主要枢軸国は日本、ドイツ、イタリア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランド、ブルガリア、タイ等の諸国であった。

13 主要連合国は、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、中華民国、オーストラリア、ニュージーランド等の諸国であった。

14 正式には「大日本帝国及『ソヴィエト』社会主義共和国連邦間中立条約」で、1941年4月13日に日本とソ連との間で締結された中立条約。通称「日ソ中立条約」とも言う。有効期間は5年であり、その満了1年前までに両国のいずれかが廃棄を通告しない場合は、自動的に5年間延長される（第3条）としていたが、ソ連は、ヤルタ会談でソ連が対日参戦を秘密裏に決めた後の1945年4月5日に廃棄する旨を通告し、同条約の有効期限内の1945年8月9日未明に国境を越えて満州や中国東北部へ侵攻した。

15 中華民国のことで、当時、中華人民共和国は存在していなかった。